

情報公開・個人情報保護審議会 諮問・報告事項

【報告】

件 名	介護保険事務に係る個人番号利用事務における庁内連携情報項目の追加について
--------	--------------------------------------

内容は別紙のとおり

(担当部課：福祉部介護保険課)

1 庁内連携情報項目の追加の事由

・介護保険施設（ショートステイ含む。）に入所した際に負担する居住費（滞在費）・食費について、住民税世帯非課税などの要件を満たす場合は、その負担を軽減する制度（介護保険負担限度額認定制度）があるが、住民税世帯課税の場合も、一定の要件を満たせば、減額の適用を受けること（以下「課税層に対する特例減額」という。）ができる。平成28年8月から、介護保険法施行規則の改正により、課税層に対する特例減額の認定要件に用いている所得指標に、税法上の土地を譲渡した場合に生じる売却収入等に対する特別控除を適用することとなった。

（資料1のとおり）このため、庁内連携により税務課に住民税に係る情報のうち、当該特定個人情報項目の利用を申請する。

2 個人番号利用事務の名称

・介護保険法による資格・保険料・給付の事務（全般）

資料2のとおり

3 利用目的

・利用料減額・免除業務

4 利用する情報のうち、変更を伴うもの

・住民税情報

5 利用する情報の項目のうち、追加するもの

・長期譲渡所得又は短期譲渡所得額及びその特別控除額

6 利用開始時期

平成28年8月から